



宮 崎 県 公 報

平成24年11月29日 (木曜日) 号外 第 53 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

選挙管理委員会告示

○第46回衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選

頁

挙における選挙人名簿登録の被登録資格の決定
の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供す

る期間…………… 1

○第46回衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選

挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間…………… 1

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第51号

公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第22条第 2 項及び第23条第 1 項の規定に基づき、第46回衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第 2 項の規定に基づき、告示する。

平成24年11月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 平成24年12月 3 日
(ただし、年齢については、選挙の期日とする。)
- 2 登録を行う日 平成24年12月 3 日
- 3 縦覧に供する期間 平成24年12月 4 日

宮崎県選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第 2 項の規定に基づき、第46回衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定に基づき、告示する。

平成24年11月29日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

- 1 縦覧に供する期間 平成24年12月 4 日